平成３０年（フ）第６０号
愛知県犬山市上野新町237番地６
債務者　御古　龍生（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１２１号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字梅ノ木36番地２
債務者　ファッション東海こと　杉田　　弘（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第８９２号
大阪市平野区瓜破２丁目４番５―203号
債務者　山下　清美
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５２４号
大阪市西区千代崎２丁目６番13―313号
債務者　竹内　勇貴
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７１７号
大阪府門真市一番町10番２号　ロータリーマンション門真一番308号
債務者　友善　　賢
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７２６号
大阪府東大阪市吉田４丁目９番59号
債務者　渡邊　典夫
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７４３号
大阪府高槻市氷室町１丁目８番13号
債務者　室屋　千恵
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７８３号
大阪府吹田市佐竹台５丁目１番Ｂ31―208号、前住所大阪府吹田市千里山東１丁目15番11―301号
債務者　木戸　亮介
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８０７号
大阪府枚方市甲斐田町20番８号
債務者　永山　桂子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８４６号
大阪府門真市江端町２番30号
債務者　鶴内　真由
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８７６号
大阪府東大阪市若江本町２丁目５番13号　メゾン・ドゥ・若江　103号、前住所大阪府東大阪市大蓮南４丁目11番３号
債務者　門野　　優（旧姓家城）
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９１９号
大阪府豊中市服部本町１丁目６番13号
債務者　池添　清子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１０５号
大阪府高槻市安岡寺町５丁目46番５号
債務者　塩田　京子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１４０号
大阪府寝屋川市東大利町７番13号（505号）
債務者　川内　初江
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１４７号
大阪府八尾市長池町１丁目21番地の１　長池ハイツ２―Ａ号
債務者　岡本富士子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２１８号
大阪市東淀川区小松３丁目２番16号　グリーンガーデン小松　203号
債務者　三迫　篤司
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３１８号
大阪市淀川区十三本町３丁目４番24―707号
債務者　柏本麻友子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部